

県政において協働を進めるための提言

(検討・実施が直ちに必要な事項)

平成 19 年 10 月 25 日

しが協働推進ボード

少子高齢化、過密・過疎化の進展、外国籍住民の増加など、社会的な課題が多様化する中において、その問題解決のためにはあらゆる分野や場面で多様な主体との協働が必要不可欠であります。これまで、公共サービスは専ら行政が提供するという旧来の考え方や方法が当然とされてきましたが、多様な課題に質の高い解決法を提供するためには、地域の人々と連携・協力する中で、県民力・市民力が生かされ、ともに支え合う協働型県政への転換が大きな課題であります。

また、県財政は極めて厳しい状況に直面しており、行政改革、財政改革を果敢に進め、コンパクトで効率の良い県政運営をしていくことが求められています。もちろん、「協働」は安上がりの行政を進めるための手段ではありません。むしろ「協働」は、行政サービスの質を向上させ、効果的に公益を実現できるのであり、結果的に費用の削減にも貢献することになります。「協働」は県行政の改革と県民サービスの向上という両面を改善できるような素晴らしいフレームとして大きな期待がされているところであります。

しが協働推進ボードは、平成 16 年度に設置された「協働モデル研究会」の議論をもとに始まった「ラウンドテーブル」や「協働部活プロジェクト」などの協働推進プロジェクトの取り組みを検証・評価するとともに、県政全般で協働を進めていくために必要な事項について議論してきました。滋賀県政が今日的な課題に応えるために、前述のような状況をふまえ、一刻も早く全庁的に協働型県政の実現に向けて取り組みを推進していくことが必要であるとの認識から、今年度は今後の協働を進めるために検討すべき事項について重点的に検討を重ねてきました。

ここに、その議論を整理し、協働を進めていく上で直ちに検討・実施することが望ましい5つの事項について提言を行うものです。これらの提言は、次年度においてぜひとも実施していただきたい短期的な観点からの提案になっています。なお、中長期的な課題については、今後さらに検討を加えて、本年度中には提言を取りまとめたいと考えています。

今後、この提言が活用され、県政において NPO や地域団体等との協働が進むことにより、真に豊かで活力のある滋賀県となることを願ってやみません。

平成 19 年 10 月 25 日

しが協働推進ボード
座長 新川 達郎

提 言

(検討・実施が直ちに必要事項)

提言1 「協働事業の見直し指針」の整備

現在実施している協働事業や今後協働していく可能性のある事業を、さらに効果的・効率的な取り組みとしていくため、協働の観点から目的や手法等について一から見直し、経過や成果を客観的に検証、評価できる仕組みやツールを整備することが必要である。

協働事業を実施する上で、パートナー間の合意や納得を得ることはもちろん、事業成果を通じた県民の支持が必要不可欠ですが、「なぜ協働するのか」「なぜNPOなのか」といった基本的なことも十分提示できていない現状がみられます。

また、現在実施されている「NPOとの協働事業」(平成19年度62事業)についても、各事業所管課で「協働かどうか」や「事業の進め方」の判断が任されているため、協働事業とは言いつつも、相手方と十分話し合いも行われなような一方的な委託や補助となることもあり、「これが協働なのか」といった誤解や疑問が県民やNPO、職員間でも生じており、協働を進める上で弊害となっています。

提言2 「協働提案制度」の創設

地域が求めるニーズと地域が持つシーズをマッチングし、多様化する諸課題に対応できる地域総合力の向上を目指し、NPOや地域団体等による現場の視点による「協働提案制度」を創設することが必要である。

地域課題は地域で解決されていくことが重要ですが、NPOや地域団体等が課題に気づきながらも、様々な制約があったり、行政と一緒に取り組まなければ効果が出ない課題があります。今後、協働型の県政を進めていくためには、現場視点からの提案が出せる制度的な担保があってはじめて真の協働の意味合いが出てきます。

また、現在県が実施している協働事業についても、提案型に切り替えることで、現場からの知恵や工夫が加わり、より充実した公共サービスの提供が期待できます。

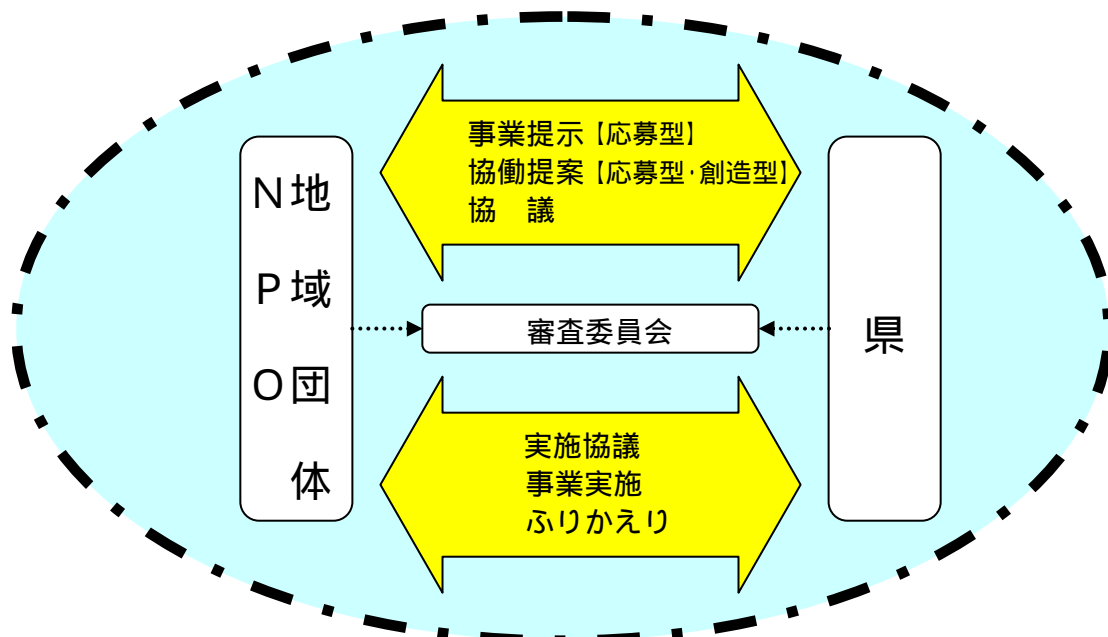
さらに、この制度の実施は、開かれた制度の中でNPOや地域団体等がアイデアや実行力を競い合い、力を付けていくことにもつながると思われま。

なお、実施にあたっては、広域性、補完性だけでなく県の持つ先導性や強み（人、組織、知識等の蓄積）を生かすという観点にたつて、市町との役割分担や連携を考えていく必要があるとともに、「しが協働部活プロジェクト」など今まで取り組んできた協働推進の仕組みを活用していくべきです。

- 制度の基本イメージ -

NPO、地域団体等と県が協働で取り組む必要のある次の2種類の事業に関して、提案を募集し、提案者と県関係所属との協議、審査会を経て実施事業を選定する。

| | |
|-------|--|
| 応募型事業 | 県が提示する事業に関する協働提案 (現在実施している事業・今後取り組む必要のある事業) |
| 創造型事業 | NPO等の現場の視点から協働で取り組む必要があると考えられる事業に関する協働提案 |



提言3 「協働に関する研修」の充実

協働を進めるためには、県職員一人ひとりが県民と会話できるコミュニケーション力を向上させ、パートナーについて一定の知識や理解を深めることが不可欠であり、管理職から一般職まですべての層を対象にした体系的な研修制度を確立することが必要である。

県政の多くの分野や場面で、協働事業や取り組みを企画し実施するのは一人ひとりの県職員であり、その各人が、協働の意義についてはもちろん、現場と会話できるコミュニケーション力、パートナーや現場について一定の知識や理解がないと、協働はうまく進みません。

現在、NPOや協働に関する研修は、「採用2年目研修」と「協働推進セミナー」のみであり、必ずしも協働の意識が職員間で十分浸透しているとは言えないことから、全職員を対象に職務階層に配慮しつつ、現場に即した体系的な研修制度が必要であると思われます。

なお、これらの研修を実施するにあたっては、県職員の中にいるNPO活動や地域活動に積極的にかかわっている人材を活用し、例えばこれらの人たちの現場で活動とともにしたり、研修メニューと一緒に企画するなど、庁内にあるノウハウや資源を活用して進めるべきです。

提言4 「事業実施における協働手続き」の整備

協働により委託事業や補助事業等を円滑に進めていくためには、進め方や契約書、協定書等について、協働事業としてふさわしい一定の形式や手続きを整備する必要がある。

協働事業はお互いの合意のもとに進められますが、その進め方や事業に関わる委託契約書や協定書等の様式類について、一定の手続きを定めることで、円滑に実施していくことができる条件が整うとともに、県民に対しても協働事業が分かりやすいものとなります。

提言5 「全庁的な協働推進体制」の整備

協働を県政全般で進めていくためには、協働推進員の設置など庁内での推進体制を整備する必要がある。

県政全般で協働を積極的に進めていくためには、全ての県職員が協働の意識を常に持って業務に取り組むことが不可欠であり、それを身近なところで、普及・支援する協働推進員を配置するなど、全庁的な推進体制を整備することが不可欠です。

議論の経過

平成 19 年度

第 1 回 (H19.5.15)

- ・今年度の検討方針の決定
(協働事業の検証・協働推進策の検討)

第 2 回 (H19.6.27)

- ・協働事業調査シートによる検証
(対象 : H18 年度 87 協働事業)

第 3 回 (H19.7.18)

- ・協働事業調査シートによる検証
(対象 : H18 年度 87 協働事業)
- ・論点整理とその対応策の検討
(直ちに検討すべき事項・中長期的に検討すべき事項)

第 4 回 (H19.8.9)

- ・論点整理とその対応策の検討
(直ちに検討すべき事項・中長期的に検討すべき事項)

第 5 回 (H19.9.4)

- ・論点整理とその対応策の検討
(直ちに検討すべき事項・中長期的に検討すべき事項)

提言提出 (H19.10.25)

* 今後は「中長期的に検討すべき事項」を中心に検討を進める予定

しが協働推進ボード設置要綱

(目的)

第1条 NPOと県の協働全般で、対等なパートナーシップに基づいた相乗効果のある取り組みを推進するため、「しが協働推進ボード」(以下「ボード」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 ボードは、以下の事項について議論・検討する。

- (1) NPOと県の協働についての課題や問題点の検証、評価、助言等
- (2) 協働部活プロジェクトに関するテーマ選定、助言等
- (3) その他、NPOと県の協働を促進し、深めるために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 ボードの委員は別表のとおりとし、委員の互選により座長を選出する。

(会議)

第4条 ボードの会議は次のとおりとする。

- (1) ボードは座長が招集する。
- (2) ボードは、必要に応じ、委員以外の者の意見を聞くことができる。
- (3) ボードは原則公開とし、開催予定、結果は「*協働ネットしが」上で公開する。
*「協働ネットしが」：県民活動課が運営するホームページ

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(事務局)

第6条 ボードの運営事務を処理するため、県民文化生活部県民活動課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めのないボードの運営に関する事項については、座長が決定する。

付 則 この要綱は、平成17年5月12日から施行する。

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。(一部改正)

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。(一部改正)

しが協働推進ボード委員

(平成19年10月25日現在)

| 区分 | 氏名 (所属等) |
|--------------|------------------------------------|
| 民間委員 | 浅野 令子 (財団法人淡海文化振興財団) |
| 民間委員 | 石井 和浩 (特定非営利活動法人ヴォーリス建築保存再生運動一粒の会) |
| 民間委員 | 堤 幸一 (京都精華大学環境建築研究所) |
| (座長) 民間委員 | 新川 達郎 (同志社大学大学院) |
| 民間委員 | 萩野 美智子 (特定非営利活動法人ブラームスホール協会) |
| 県委員 | 古川 源二郎 (滋賀県県民文化生活部次長) |
| 県委員 | 青山 達 (滋賀県県民文化生活部県民活動課長) |

(敬称略・各五十音順)